平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する測

建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名

競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請

告

手続等

一般競争入札

平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する建

目

次

設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に

必要な資格及び資格審査の申請手続等

(建設産業室)

習単位数

情報提供制度における認定時間数

建築CPD運営会議の建築士又は建築設備士の建築CPD (継続能力ノ職能開発)

社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学

品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

環境管理のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

障害者雇用の状況

(六)(五)(四)

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の五第一項及び第百六十七

広島県告示第八百六十号



外

号

発行者 広 島

139

広島県総務部 総務管理局文書法制室

購読料 月 額

客観的審査事項

묵

2,700円

項審査の項目及び基準を定める件) 第一の各号に規定する項目

平成六年建設省告示第千四百六十一号 (建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事

主観的審査事項

県の指名除外等の状況

県が発注した建設工事の完成工事成績

県が発注した建設工事の下請負からの除外等の状況

別表第一上欄の区分について、次に掲げる事項を総合的に審査する

広島県知事

藤

田

雄

Щ

1

入札参加資格

平成十八年九月二十九日

亦

申請を行うことができない者

入札参加資格の審査に係る申請手続

県による優良建設工事施工業者としての選定の状況

(大学企画管理室)

 $\overline{\circ}$

. 九

次の各号のいずれかに該当する者は、 入札参加資格の審査に係る申請を行うことがで

別表第一下欄に掲げる建設工事の種類について法第三条第一項の規定による許可を

(一) 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経 受けていない者

営事項審査 (法第二十七条の二十三第一項の審査をいう。 以下同じ。) を受けていな

前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完成工事高がないもの 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

(五)(四)(三)

いて虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項につ

の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工 プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鍋橋上部工事の入札参加資格

「入札参加資格」という。) 及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。 る建設工事をいう。) の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格 (以下 設工事 (建設業法 [昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。] 第二条第一項に規定す 条の十一第二項の規定によって、平成十九年度及び平成二十年度において、県が発注する建

(2)

申請期間

2 事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

用に係る電子計算機 [入出力装置を含む。以下同じ。] と申請を行う者の使用に係る電入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請 (県の使 いう。] を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。) を行うものとする。 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 [以下「電子申請システム」と

窓口における申請 申請方法

る提出先に持参して申請を行うものとする。 別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げ

る権限を有するものをいう。以下同じ。) を県内に有する者 (以下「県内業者」 という。 主たる営業所 (法第三条第一項の営業所のうち、営業所を統括し、指揮監督す

主たる営業所の所在地を管轄する広島県地域事務所建設局又は建設局支局

前記ア以外の者(以下「県外業者」という。)

設産業室」という。) 広島県土木部総務管理局建設産業室 (広島市中区基町一〇番五二号。 以下「建

平成十八年十一月十三日

(月) から平成十八年十一月二十四日 (金) まで

付けない。 次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け 県内業者

県外業者

平成十八年十二月四日 (月) から平成十八年十二月八日 (金) まで

ゥ 追加申請期間

ては、 別に告示する。 知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請につい

電子申請

申請方法

設産業室に持参、 子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。 電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電 なお、別表第二各項の添付書類 (第五項及び第七項のものを除く。) は、別に建 郵送等により提出するものとする。

(2)申請期間

> 年十一月二十二日 (水) までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設 録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成十八 産業室に到達させなければならない(期日までに記録又は到達しない場合は、申請 全体を無効とする。)。 平成十八年十一月八日 (水) から平成十八年十一月十七日 (金) までに電磁的記

Ξ 受付票の交付

前記二2一に定めるところにより申請をした県内業者に対しては、 入札参加資格認定の通知 受付票を交付する。

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

兀

入札参加資格の取消し

五

判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。 て、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請におい

査の申請の日から二十四か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。 受けることができない。また、平成二十一年度以降についても、その取消しに係る資格審 資格の取消しを受けた者は、平成十九年度及び平成二十年度において再び資格の認定を

入札参加資格の有効期間

年三月三十一日まで有効とする。ただし、平成二十一年四月一日以降においても平成二十 認定される日まで有効とする。 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成二十一年度の入札参加資格が この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成二十一

別表第

石工事	 石工事	ý
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	建
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	電
左官工事	左官工事	Ī
大工工事	大工工事	
建築一式工事	建築一式工事	
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	11
土木一式工事	土木一式工事	
許可を受けていることが必要な建設工事の種類	入札参加資格の区分	

表第一

			されているこ	ラしの規定により許可	とを証する書面の写し 法第三条第一項の規定により許可されているこ	
県外業者	県内業者	村豆	***		行	ί.
の 区 分	申請者	また と こここ こここ ここここ こここここ ここここここここここここここここ	Į.			-

タイル 管工事 建具工事 さく共工事 電気通信工事 熱絶縁工事 機械器具設置工事 防水工事 塗装工事 板金工事 ほ装工事 鉄筋工事 鋼橋上部工事 鋼構造物工事 電気工事 屋根工事 清掃施設工事 消防施設工事 水道施設工事 内装仕上工事 ガラス工事 しゆんせつ工事 園工事 ħ んが・ ブロツク工事 タイル・ 管工事 防水工事 さく共工事 電気通信工事 熱絶縁工事 塗装工事 板金工事 屋根工事 清掃施設工事 消防施設工事 水道施設工事 建具工事 **造園工事** 機械器具設置工事 内装仕上工事 ガラス工事 しゆんせつ工事 ほ装工事 鉄筋工事 鋼構造物工事 鋼構造物工事 55工事 ħ んが ブロツク工事

注 二 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営 七 Д 五 Ξ 1 な書務三 年一〇月三一日現在の状況を示すようにしたもの)名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って平成一八旧規則別記様式第二十五号の六別紙二の技術職員係る、規則別記様式第二十五号の十一別紙二又は、技術職員名簿 (直近に受審した経営事項審査に 面五 兀 度の 証続〇 る委任事項が記載されたもの) 委任状 (代表取締役などから支店長などに対す る国際標準化機構の認証に係る登録証の写し品質管理及び品質保証のためのシステムに関す の がい者)(障害者手帳等)の写し(障害者雇用義務の問類(障害者手帳等)の写し(障害者雇用裁院のある者)又は障害者の雇用状況を確認できるのある者)又は障害者雇用義 はにおける認定時間数を証する書面の写し。建築CPD (継続能力/職能開発) 情報提供制建築CPD運営会議の建築士又は建築設備士 ずる書面の写し、 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継い 社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継 『税及び地方消費税に係るもの) 又はその写し||十八号) 別紙第八号様式による納税証明書 (消||国税通則法施行規則 (昭和三十七年大蔵省令第 【の写し | 建設業労働災害防止協会への加入を証する書 :構の認証に係る登録証の写し 環境管理のためのシステムに関する国際標準化 営業所一覧表 号)別記様式第三十七号の六の納税証明書広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十 |営業所が認証を取得した者のみが、第十項に定める書類については学習単位を取得した技術者 特例浄化槽工事業者届出の受理通知書の写し 建築CPD実績証明書内訳書 印は提出を必要とするものを示す。 ただし、 第八項及び第九項に定める書類については県内 別記様式第五号 別記様式第一 別記様式第一 듣 =

を県内の営業所に有する者のみが、 第十一項及び第十二項に定める書類については学習時間を認

それぞれ提出するものとする。する者のみが、第十四項及び第十五項に定める書類については届出又は加入をしている者のみが、定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、第十三項に定める書類については注6に該当

2 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印と 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印 2 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印 3 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請した許可官庁の受付印 3 第一項に定める書類については、許可の更新手続中に限り、直近に申請してある旨を申し出るで、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出るで、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出るで、申請時に必ず特殊経審又は合併時等一期経審の総合評定値通知書の写しである旨を申し出るでは、計算に対象を表表している。

査の総合評定値通知書の写しに代えるものとする。
 査の総合評定値通知書の写しに代えるものとする。
 本お、法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者で、入札参加資格申請日時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日を入います。
 本お、法第三条第一項の規定により広島県知事の許可を受けている者で、入札参加資格申請日時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書を有し、当該経営事項審査の審査基準日の次期の時点で有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写りに代えるものとする。

- を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものを添付すること。ること。また、第一項、第三項、第四項及び第十五項に定める書類については、資格審査申請書、第五項及び第六項に定める書類については、入札参加資格を申請する日を基準日として作成す
- て記載されているものであれば、申請者が独自に作成したもので代えることができる。 第七項に定める書類については、規則別記様式第二十五号の十一に定めた項目のすべてについ

6

用する義務のある者をいう。 第十三項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政界) 三月の障害者雇用状況報告書(再次第二十八号)第八条の規定により公定第四十三条第一項の規定により、第二条第一項の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第八条の規定により公産用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第八条の規定により公産用の促進等に関する法律施行表が、障害者の第十三項の障害者雇用状況報告書とは、障害者の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政

			(1301 - 112 Per)					,		בון אוי	+12	()	17				77 1 0	0 -5	
14 測量及びコンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書提出の有無 (提出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。) [A]	13 建設業労働災害防止協会加入の有無 (協会に加入している場合は「1」を記入し、加入していない場合は記入しないでください。)	12 特例浄化槽工事業者届出の有無 (広島県に届出がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)	土 プ 建 大 左 と 法 石 屋 電 管 夕 銅 橋 筋 ほ し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 木 消 清 11 入札参加資格の審査を希望する業権	10 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 平成 年 月 日	09 県内営業所の有無 (営業所がある場合は「1」を記入し、ない場合は記入しないでください。)	08 Eメールアドレス区分 (1: 法人用 2: 担当者用)	07 Eメールアドレス	05 主たる営業所の電話番号 06 FAX番号 06 OF AX番号 07 OF AX番号 08 OF AX番号 08 OF AX番号 09 OF AX	04 債権者コード	03 経営事項審査申請書記載の許可番号 〈大臣・知事コード〉	02 (旧) 建設業の許可番号 〈大臣・知事コード〉	01 現在の建設業の許可番号 〈大臣・知事コード〉 〈許可番号〉	平成19年度及び平成20年度において,広島県で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。 なお,この申請書及び添付書類の内容については,事実と相違ないことを誓約します。	代表者氏名	申請者 商号又は名称	所 在 地	一般競争(指名競争)入礼参加資格審查申請書(建設上事) 広島県知事様 平成 □年 □月 □日		様式第1号 (その1)

· [8]	FAX維考	電話番号	担当有氏名	1944名录
				☆ 申請事務担当者欄
			の状況	◎行政庁記入欄 29 ※指名除外の状況
	(ピル名など)			
(3)	(大字以降番地まで)			28 主たる営業所の所在地 (漢字等)
		※上5けたを記入してください。	コード (本店)	27 主たる営業所の所在地市区町村
	(主たる営業所<本店>)	郵便番号 ————————————————————————————————————	26 頻	25 代表者氏名(漢字等)
				24 商号又は名称(漢字等)
		フリガナ)	: 法人 2:個人) 23 商号又は名称(フ	22 法人・個人の区分 (1:
さい。]	項についてのみ変更後の内容を記入してください	提出後に変更があった場合に、当該変更事項につい	-	[経営事項審査申請書 (経営状況分析申請書を含む。
				◎商号又は名称等の変更事項
	それ以外は記入しないたください。	る場合は、「1」を記入し、それ以	雇用義務のないもので1名以上雇用がある場合は、	AAAA CAAAA CAAAAA
	広島県内に主たろ党業所を有する者のうち、暗害者の雇用義務のあるもので雇用割合が1.8%以上ある場合及び	され、暗害者の雇用義務のあるもの	に島県内に中たる営業所を有する者の	21 隨害者雇用の状況 1
記入しないでください。)	を記入してください。認定された学習時間がない場合は記入しないでください。	宮兼所等に所属の有資格技術者の総時間数を記入して	(広島県内の主たる宮葉町、宮	◎ 障害者雇用に関する事項
				20 建築CPD認定時間数
入しないでください。)	<u>を記入してください。</u> 取得した学習単位がない場合は記入しないでください。)	営業所等に所属の有資格技術者の総単位数を記入して	(広島県内の主たる営業所、 木造替巻士 巻巻段備士	19 土木施工CPDS学習単位数
	業者のみ記入してください。)	又は学習時間を認定されている業者のみ記入してください。)	(所属の技術者が学習単位を取得し,	◎技術者の状況に関する事項(原
		営業所が取得している場合に限ります。	(広島県内の主たる営業所、営業所が取得	
年月日	18 ISO14001取得年月日	を記入し、販得していない場合は記入しないでください。		17 ISO14001取得有無
年月月	い。	を記入し、取得していない場合は記入しないでください。 対業所が即得している場合に関います	取得している場合は「1」を記入し、取 (広島県内のまたる分業所、分業所が取2	15 ISO9001取得有無
と記入してください。)	(元号は、「昭和→3、平成→4」と記入]		O取得業者のみ記入してください。)	◎ⅠS○に関する事項(ⅠS○耳
			〈許可番号〉	※受付番号
				様式第1号 (その2)

様式第2号

営業所一覧表

広島県税(14 ISC		13 营業月	12 E×	11 E ×	09 電話番号		08 営業	06 郵便番号	04 営業	03 営業	01 営業所番号	※受付番号
広島県税の納税義務について	09001取	を希望しなり	行が許可を受	ールアドレ	メールアドレス	号		営業所の所在地	号	営業所名称(漢字等	営業所名称(フリガナ)	79	
コルクニ	取得有無	資格を希望しない業種については,	営業所が許可を受けている業種	ドレス区分	K			(漢字等)		字等)	(ナル)	02	
	(この音	£ -	-									2 債権者コ	
	業所におい 得していな	記入しないでください。	建 大 左 ~	1:法人					07			7,	〈許可番号〉
	て取得してい場合は記	ください。	西	2:					営業所の見				
	いる場合は 入しないで		電管タ	者用)					営業所の所在地市区町村コー				
	この営業所において取得している場合は「1」を記入 し、取得していない場合は記入しないでください。		剣形は			10 FAX							
	15		対対			(番号)			ス			*	% F 57
	I S O 1 4	-	· 院 尺								FD FD	01 営業月	※光子来台、米で四米パッキ だけ記入してくだない。
	1001取得有		海 海				(ビル名な		※上56	05	(会社名等は記入	[01] 営業所番号」につ	ください。
	号有無		園井 具				はなど)		※上5けたを記入してください。	営業所の受		かって、平	□ 46. A €.
	[C.]		水消清						してくだ	営業所の受任者の氏名(漢字等)	しないでください。	成17・18年 てください	A, (A) (B) (B)
	営業所におい		(1:-					(大字)	31,0	名(漢字等)	Ů	度の申請時	CONTRACTOR
	いて取得してい場合は記		:一般 2:4					込降で番地				に記入して	不用有重度X 2. 7
	Cいる場合に B人しないで		2: 特定)					まで記入し				ている営業	THE NEW O. P. L.
	この営業所において取得している場合は「1」を記入 し、取得していない場合は記入しないでください。							(大字以降で番地まで記入してください。				ついて、平成17・18年度の申請時に記入している営業所の場合は、 を一致させてください。	で修正は、国団代への火型語館編成の丘との成束との対象の内に
	~							•					P

Ш

平

様式第3号 広島県知事 平成 5 4 8 2 1 次の権限を委任します。 (委任事項) 私は、 その他工事施工に関する一切の件 復代理人選任の件 工事代金の請求及び受領の件 工事請負契約の締結の件 工事請負の入札及び見積の件 次の者を代理人と定め、平成 年 月 日まで貴県を相 族 委 受任者 委任者 世人と定め、平成 年 月 日から 日まで貴県を相手方とする一切の契約について 帝 帝 果 商号又は名称 商号又は名称 7 贵 任 妆 1/4 哥 野 平成 併 田

**							
	商号又は名称						
	代表者氏名						
3 **	所在地						
4 *	許可番号等					38.1	
	※ <大臣・知事コー	ド>	*	<許可	番号>		
	※ 許可年月日	平成	年		月	日	
上記の者	こついて,この申請書	を受け付け	ました。				

様式第5号

建築CPD実績証明書 内訳書

区分	資格 名	登 録 番 号	氏 名	認定時間数
	SHAFT THE RESEARCH			
	1級建築士			
	2000-2000			
建築士	2級建築士			
			小 計	
	木造建築士			
	小 坦建架工			
			小計	
1. 整架設備士	建築設備士			
- NO 1111 AL				
			小計	
			総認定時間数	

[※] 建築CPD実績証明書の証明内容と一致するように記載してください。

広島県告示第八百六十一号

条の十一第二項の規定によって、 争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) 八十四号〕第十九条第三号にいう建設コンサルタントをいう。以下同じ。)等業務の 地方自治法施行令(昭和二十一 建設コンサルタント(公共工事の前払金保証事業に関する法律 一年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七 平成十九年度及び平成二十年度において、 〔昭和二十七年法律第百 県が発注する測 及び 般競

平成十八年九月二十九日

その資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

入札参加資格

る事項を総合的に審査する。 別表第一上欄の希望業務の部門ごとに、 同表下欄の希望業務の分野について、 次に掲げ

広島県知事

藤

 \mathbb{H}

雄

Ш

経営に関する審査事項 年間平均実績高

自己資本額

有資格者数

営業年数

県の指名除外等の状況

入札参加資格の審査に係る申請手続 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことがで

関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二十二条の規定による登録を受けて 五条、建築士法 査に係る申請にあっては、それぞれ測量法 測量分野に属する部門、 (昭和二十五年法律第) 建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審 一百二号)第二十三条又は不動産の鑑定評価に (昭和二十四年法律第百八十八号) 第五十

いない者

ついて、業務を行った実績がない者 は重要な事実の申告を行わなかった者 直近二年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野に 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者 入札参加資格の審査に係る申請において、 重要な事項について虚偽の申告をし、

又

(2)

申請期間

申請手続

いう。] を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。) を行うものとする。 子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 [以下「電子申請システム」と 用に係る電子計算機 [入出力装置を含む。以下同じ。] と申請を行う者の使用に係る電 A札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請 (県の使

窓口における申請 申請方法

る提出先に持参して申請を行うものとする。 別記様式第一号による資格審査申請書及び別表第二に掲げる添付書類を次に掲げ

登記簿上の本店を県内に有する者 (以下「県内業者」という。)

登記簿上の本店の所在地を管轄する広島県地域事務所建設局又は建設局支局

1

前記ア以外の者 (以下「県外業者」という。)

設産業室」という。 広島県土木部総務管理局建設産業室 (広島市中区基町一〇番五二号。 以下「建

県内業者

付けない。 次のとおりとし、その経過後は知事が特に必要と認める場合を除き、申請を受け

県外業者

平成十八年十二月四日 (月) から平成十八年十二月八日 金) まで 平成十八年十一月十三日 (月) から平成十八年十一月二十四日 (金) まで

追加受付期間

ゥ

ては、知事が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。 別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請につい

電子申請

(1 申請方法

別に建設産業室に持参、郵送等により提出するものとする。 子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。 電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を県の使用に係る電 なお、別表第二各項の添付書類 (第二項、 第三項及び第四項のものを除く。) は、

(2)申請期間

年十一月二十二日 (水) までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設 録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、 平成十八年十一月八日 (水) から平成十八年十一月十七日 (金) かつ、平成十八 までに電磁的記

> 全体を無効とする。)。 産業室に到達させなければならない (期日までに記録又は到達しない場合は、申請

Ξ 受付票の交付

Д

入札参加資格認定の通知 前記二2」に定めるところにより申請をした県内業者に対しては、受付票を交付する。

人札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

五 入札参加資格の取消し

虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、 へ札参加資格の認定後、 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について 入札参

受けることができない。また、平成二十一年度以降についても、その取消しに係る資格審 加資格の取消しを行う。 資格の取消しを受けた者は、平成十九年度及び平成二十年度において再び資格の認定を

査の申請の日から二十四か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができない。

入札参加資格の有効期間

年三月三十一日まで有効とする。ただし、平成二十一年四月一日以降においても平成二十 認定される日まで有効とする。 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成二十一年度の入札参加資格が この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成二十一

別表第

	業	務	部	門	業	務	分	野
	測量一般				測量			
V 1	地図の調整				測量			
	航空測量				測量			
	建築一般				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
	意匠				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
=	構造				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
	暖冷房				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
	衛生				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
	電気				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
пL	建築積算				建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
	機械設備積算	昇			建築関係建設コンサルタント	ンサルタント		
X								

電気設備積算	建築関係建設コンサルタント
調査	建築関係建設コンサルタント
地質調査	地質調査
土地調査	補償関係コンサルタント
土地評価	補償関係コンサルタント
物件	補償関係コンサルタント
機械工作物	補償関係コンサルタント
営業・特殊補償	補償関係コンサルタント
事業損失	補償関係コンサルタント
補償関連	補償関係コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	土木関係建設コンサルタント
港湾及び空港	土木関係建設コンサルタント
電力土木	土木関係建設コンサルタント
道路	土木関係建設コンサルタント
鉄道	土木関係建設コンサルタント
上水道及び工業用水道	土木関係建設コンサルタント
下水道	土木関係建設コンサルタント
農業土木	土木関係建設コンサルタント
森林土木	土木関係建設コンサルタント
水産土木	土木関係建設コンサルタント
廃棄物	土木関係建設コンサルタント
造園	土木関係建設コンサルタント
都市計画及び地方計画	土木関係建設コンサルタント
地質	土木関係建設コンサルタント
土質及び基礎	土木関係建設コンサルタント
鋼構造及びコンクリート	土木関係建設コンサルタント
トンネル	土木関係建設コンサルタント
施工計画・施工設備及び積算	土木関係建設コンサルタント

五|四|三

六の納税証明書 広島県税規則

(昭和二十九年広島県規則第五十一号)

別記様式第三十七号の

有資格技術職員名簿

希望業務実績調書

営業所一覧表

七

别	
表	
第	

添

付

書

類

様式番

号

司法書土登録証明書の写し香土登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び香土登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、土地家屋調告書、補償コンサルタント現況報告書、建築工事務所登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報

建設環境	土木関係建設コンサルタント
機械	土木関係建設コンサルタント
電気電子	土木関係建設コンサルタント
不動産鑑定	その他
登記手続等	その他
その他	その他

			注
2 第 一	శ్ఠ	ま た、	1 添付
項に定める書類の		第十項に定める書	ア書類については、
うち、		類につ	入札参!
測量業者登録証明書については、		いては県内の営業所が認証を取得	注1 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。
2 第一項に定める書類のうち、測量業者登録証明書については、入札参加資格の審査に係る申請		第十項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが提出するものとす	1を基準日として作成すること。

係る登録証の写し
〇
品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証に

法人.....登記事項証明書 (商業登記簿謄本)

の写し

個人......直前一年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書処分計算書又は損失処理計算書、法人......直前一年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書及び利益、

委任状 (代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの)

よる納税証明書 (消費税及び地方消費税に係るもの) 又はその写し. 国税通則法施行規則 (昭和三十七年大蔵省令第二十八号) 別紙第八号様式に

を行う日の六か月前の日以降に発行されたものを添付すること。 第一項に定める書類のうち、測量業者登録証明書については、入札参加資格の審査に係る申請

項に定める書類は、入札参加資格の審査に係る申請を行う日の三か月前の日以降に発行されたも|3 第一項に定める書類のうち各証明書 (測量業者登録証明書を除く。)、第五項、第六項及び第九|

別記様式第四号別記様式第三号

- のを添付すること。
- 4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が 写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の 地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望す 登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。 る場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、第四項、第八項及び第九
- 5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前一年の事業年度の財務諸表の調製が完了し ない場合は、第八項にかかわらず、直前一年の事業年度の前年度の財務諸表とする。